



みずおか俊一 議員が代表質問で、菅総理を追及！

1月21日、参議院本会議において、みずおか俊一参議院議員会長が代表質問に立った。

みずおか議員は、「教員不足の深刻化への対応」「デジタル端末への依存症、子どもの視力悪化への対応」など、管内閣を厳しく追及した。(要約掲載)

35人以下学級編成と教員不足の深刻化への対応について

○水岡 1980年に学級編制基準を40人とする義務標準法改正がおこなわれ、40年ぶりに小学校、中学校、高等学校で35人学級へと改革がすすんでいることは、極めて大きな意義がある。35人学級に至るには多くの関係者の努力があったものと敬意を表す。ぜひとも中学校や高校まで改革をすすめてほしい。

○総理 今回の公立小学校の35人学級は、40年ぶりの学級人数の大改正である。学校現場で子どもの状況を把握し、一人ひとりにきめ細かい教育を実現していく。その際、外部の人材の活用、社会人の採用、教員の計画的な採用などにより、学校現場での教育活動に支障を生じさせないように配慮していく。

デジタル端末への依存症、子どもの視力悪化への対応について

○水岡 総理は、教育のデジタル化を一挙にすすめると言っていた。コロナ禍の中、オンライン授業などICTを活用した教育の必要性が高まっていることは確かである。一方、子どものデジタル端末への依存症を懸念する声も大きくなっている。そのような中、今の子どもたちの視力が昔の子どもに比べて極端に悪くなっている。文科省が毎年おこなっている学校保健統計からも、この40年で大幅に子どもたちの視力が悪化していることがわかる。今の子どもたちは、家庭でのテレビだけでなくゲームや動画の視聴など、日頃からデジタル端末に触れる機会が増えている。さらに、子どもの場合には身体的にデジタル端末との距離が近くなってしまうという問題がある。

○総理 教育現場においてICTの活用をすすめるにあたっては、児童・生徒の健康面にも留意することが重要である。デジタル端末を使う機会が増える中で、今後、児童・生徒の視力と日常生活との関連について、文部科学省において改めて調査研究をおこない、ICTの活用に関するガイドブックにも反映をしていく。

デジタル端末への依存症、子どもの視力悪化への対応について

○水岡 総理は、教育のデジタル化を一挙にすすめると言っていた。コロナ禍の中、オンライン授業などICTを活用した教育の必要性が高まっていることは確かである。一方、子どものデジタル端末への依存症を懸念する声も大きくなっている。そのような中、今の子どもたちの視力が昔の子どもに比べて極端に悪くなっている。文科省は、児童・生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックを発行しているが、その中で近視の予防や対策などについては、ほとんど言及されていない。総理は、デジタル端末への依存症について、また子どもたちの視力悪化についてどのような問題意識を持っているのか。

○総理 教育現場においてICTの活用をすすめるにあたっては、児童・生徒の健康面にも留意することが重要である。デジタル端末を使う機会が増える中で、今後、児童・生徒の視力と日常生活との関連について、文部科学省において改めて調査研究をおこない、ICTの活用に関するガイドブックにも反映をしていく。

教育ひょうご

発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8
兵庫県教職員組合
発行人 兵庫県教職員組合
代表者 川原 芳和
編集人 西山 修
電話 050(3538)2346
1部15円 年定価360円
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

2021/2・15

No.2017

2面

・2020年度 施設で生活する子どもたち支援実践交流集会

教職員共済生活協同組合 兵庫県事業所主催
カムバックセミナー

12月17日と18日に、職場復帰を控える育児休業中の組合員を対象とした「カムバックセミナー」(主催：教職員共済・共催：兵教組)をオンラインで開催し、合計64人が参加した。

育児を支援する休暇制度や学校現場の最新情報、育児開始というライフステージの変化に対応した生活設計等の情報提供などをおこなった。

講座Ⅰ
笑顔でいきいきと働き続けるために、育児と仕事の両立支援制度

育児と仕事の両立を支援する休暇制度や育児短時間勤務等について、兵教組より説明をおこなった。

参加者からは「復帰後の働き方に様々な選択肢があることがとても心強く思っています」「育児中での復帰後の制度について尋ねる機会がなかなかなく、今回聞くことができて参考になった」「組合の先輩方が築き上げた権利を当たり前と思わず感謝したい」などの感想が寄せられた。

講座Ⅱ
子育て世代の貯蓄と保障

子どもたちの成長と教職員共済による備え

教職員共済より、子育てに関わる貯蓄と保障について実際のにかかる費用を例示しての提案があった。

参加者からは「保険の見直しを検討したい」と思っている現状を把握し、計画的にしていかなければならないと感じた。「いつ頃までにど

子どもの夢をかなえる『お金』の準備方法」という小冊子がある。教育資金の工面は仕方をまとめたもので、コロナ禍による経済的理由で進学を諦めたりすることのないよう、NPO法人キッズドアによって作成された。選ぶ進路でどのような道が拓けるのか、生活費などを含め、在学中でだけのお金が掛かるのかなどを丁寧に説明している。そして、その費用を準備するための奨学金や貸付などの制度を解説している。ホームページでの公開だけでは必要人に届かない可能性があるので、全国の高校に10,000部この冊子が届けられた。これは本来、政治がおこなうべき仕事ではないか。

○総理 政府としては、幼児教育、保育や高等教育の無償化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大にあたり授業料減免をおこなう大学への支援など、様々な支援を講じている。また、支援について、必要とする方々に情報が届くよう、インターネットを通じて広報や大学での説明会の開催など、周知徹底に努めていく。



持家の方も、賃貸の方も、家財契約があるか確認しましょう！

家財の備えも重要です！

たとえば落雷で家電が壊れてしまったら…
※建物には損害がなく、家財のみ損害があった場合

家財契約があると

家財契約がないと

火災共済

住宅災害等給付金付火災共済

自然災害共済

※自然災害共済は単独ではご契約いただけません。火災共済と同時口のセット契約となります。

契約合計口数 × 1,000円
または
実際の損害額
いずれか少ない額が支払われます。

補償はありません。

教職員共済

〈資料請求・お問い合わせは〉
教職員共済生活協同組合
兵庫県事業所

〒650-0004
神戸市中央区中山手通4丁目
10-8 ラッセホール4F

電話 (078) 221-9730
FAX (078) 221-1199

掛金のお見積りもWEBでカンタン！
教職員共済
https://www.kyousyokuin.or.jp/

承 20-56-04 (2007)

持家の方も、賃貸の方も、家財契約があるか確認しましょう！

家財の備えも重要です！

たとえば落雷で家電が壊れてしまったら…
※建物には損害がなく、家財のみ損害があった場合

家財契約があると

家財契約がないと

火災共済

住宅災害等給付金付火災共済

自然災害共済

※自然災害共済は単独ではご契約いただけません。火災共済と同時口のセット契約となります。

契約合計口数 × 1,000円
または
実際の損害額
いずれか少ない額が支払われます。

補償はありません。

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）をご覧ください。

承 20-56-04 (2007)

2020年度 施設で生活する子どもたち支援 実践交流集会

家族を頼れない 子どもたちの自立支援 ～「児童相談所の理解をはかる」～



「社会的養護の基本原理」と原理」では、子どもの最善の利益をはかることと社会全体で子どもを育むため、困難を抱える家庭への支援というのが基本的な考え方である。また、「社会的養護の原理」としては、「家庭養育と個別化」「発達障害と自立支援」「回復を保障と自立支援」「回復を保障と自立支援」とい



社会的養護の全体像
青木 健司さん

12月19日ラッセホールで、2020年度「施設で生活する子どもたち支援実践交流集会」を、「家族を頼れない子どもたちの自立支援について」児童相談所の理解をはかる」をテーマに開催し、100人が参加した。

今年度の集会は、二部構成でおこなわれた。第一部では「社会的養護の全体像」と題して青木健司さん（兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課こども安全官）と「児童相談所の現状ととりくみについて」と題して豊島渉さん（姫路こども家庭センター児童福祉専門員）から問題提起を受けた。第二部では、柏木智子さん（立命館大学）をファシリテーターに「児童相談所との連携を考える」をテーマにパネリストとして、豊島渉さん、上田篤さん（西宮市立山崎小学校）、大野誠さん（アメリティホームルビナス高砂）の3人より、それぞれの立場から討論参加いただいた。（以下、各報告者の発言「要旨」を掲載）

「社会的養護の現状は、小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」とい

「兵庫県社会的養育推進計画」において2029年度時点で社会的養育のう

新しい形態にシフトしつつある。国や県では里親への子どもの委託を増やす流れになっており、児童相談所では、2022年4月には、現在人口40,000人に1人の児童福祉司の配置を30,000人に1人にする計画をすすめている。

児童相談所の現状と
とりくみについて
豊島 渉さん



ろから一時保護件数が急増し、1日あたりおよそ4・8人を保護しているような状況である。

県の一時保護所では、男子、女子、幼児の3グループに分かれて生活している。午前中は学習の時間、午後は製作やスポーツの時間、自由時間がある。消灯時間は小学3年生以下は21時30分、小学4年生以上は22時と決まっているが、受験等で勉強する意欲のある子に関しては時間を変更するなど、できるだけ柔軟に対応している。

「措置機能」には、施設入所や里親委託など家庭から離れて生活する措置と在宅指導措置がある。昨年度に施設などに措置した例は662人である。2019年度末では、乳児院、児童養護施設、里親、障害児入所施設で合計1,411人（神戸市、明石市措置除く）が家庭を離れて施設等で生活している。それぞれに児童福祉司が担当職員となり、施設に入所した後も家族再統合をめざしてアプローチしている。退所した後もこども家庭センターの支援は一定継続していく。

「市町村支援機能」について、市町村も児童相談所に対応するようになってきている。2004年には、市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し、虐待通告先を追加）、2007年には、要対協設置の義務化など、年々、市町村の役割は強化されている。その背景には

虐待相談が増加し続けていることがある。

虐待相談についても、児童相談所と市町村とで一定の役割分担がある。その役割分担には幅があり、重なる部分もある。その中で共通の物差しとして、児童相談所と市町村の共通アクセスメントツール（国が作成したものを参考にしながら兵庫県独自で作成）があり、それをもとに相談しながら役割分担を決めていく。

連携の形の一つとして、要対協がある。兵庫県では、全41市町村に設置されている。要対協では「個別ケース検討会議」があり、それぞれのケースごとに情報を集めて状況把握や問題点を確認し、具体的な支援内容を検討し、主として担当する機関を決めている。

要保護児童を1つの機関で支援していくには限界があり、いろいろな関係機関が情報を共有し、誰がどう動いていくのかを決めることが大切である。各関係機関のできる部分を持ち寄り、支援していくことが重要である。そのためには、こども家庭センターは何かができるのかを丁寧に説明して

いく必要がある。子どもを支援していくとき、関係機関が「顔の見える関係」をつくるのが大事である。保護者にも、「一人で抱え込む必要はない、みんなに助けを求めよう」と最終的に100点をめざしていけばいい」とよく話をしている。いろいろな機関が協力し、子どもを支援していくことをめざしていけばいい。

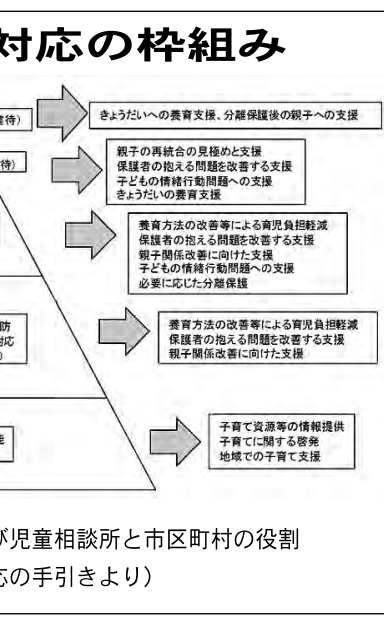
私の立場から事例を2つ紹介する。まず一つ目は、小学6年生の進路に関する話である。児童相談所と関係機関の話し合いで、他の学校に通学させることが決定された。こちらが何を言っても、「それはできません、決定事項です」と児童相談所と市で決定された。何度も連絡を取り合い、校長からもお願いしたが何も動かない。結局対応することができず家に帰してしまっ

た。その児童は夏休み中に市外に転出することが決まっていた。実態が見えなくなると危険性があったので、できるだけ早く動けたらと市と相談していた。夏休み期間中に、その児童が通っている福祉施設から児童相談所に連絡があり、その時点で

施設、児童相談所、こども家庭センターの連携はなくてはならない。子どもたちはさまざまな形で児童養護施設に入所してくるため、専門的なことが必要になってきている。現状、ケアニーズの高い子どもたちが入所してきている。現在は地域の小・中・子ども園などに通い、心理診

断などを定期的におこなっている。特に子ども園から小学校に上がる時、小学校から中学校に上がる時には、心理診断などを受けてもらい、子どもの成長把握をしたり、子どもたちの変化を見たりしている。その中で、医学診断を受けても、子どもに医療（治療）が必要なのか、必要に応じて学校の先生方も一緒にカンファレンスに入ってもらい、子どものよりよい支援につなげている。

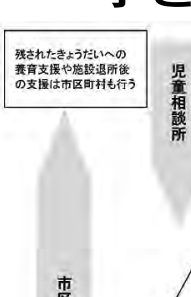
また、児童養護施設では、各市町村との契約でショートステイをおこなっている。家庭で育ちにくさがあった場合、家族に多いのが精神不安定である。レスパイトという形で、家庭でよりよく生活していくために、子どもを預かり様子を見る。その間、市で家族にさまざまな支援をするといったことをおこなっている。



は、あまり顔を合わせる機会や時間がなかったために、お互いの業務内容や状況を理解しきれず、溝ができていた状態のところが多い。その溝を埋め、信頼関係を築くことが課題である。

現在、コロナ禍で、全国各地の一時保護所がすぐに埋まってしまった状態があることで、この社会的養護をどう考えるのか、とても大きな社会課題となっており、困難な状況に置かれている子どもが、「しあわせだ」と思える社会にむけて

児童相談所と学校の教員
柏木 智子さん



て、私たちがどう動いていくのか、何ができるのか、お互いにネットワークをつくって、ネットワークの網の目を小さくしていく作業が求められている。特にSOSを出せない子どものSOSをどうくみ取っていくのか。子どもがより豊かに生きられるように、ゆっ